世田谷区スポーツビジョン

~「スポーツの世田谷」をめざして~

〈〈後期年次計画〉〉 平成30年度~平成33年度 (2018) (2021)

平成30年3月

⑤ 公益財団法人 世田谷区スポーツ振興財団

目 次

第一章	 後期年次計画の策定について	
1	後期年次計画の位置付け	1
	(1) 策定の経緯	1
	(2)世田谷区スポーツビジョン 3本の柱	1
	(3) 計画の体系	1
	(4) 計画の期間	2
2	スポーツ全体を取り巻く社会環境	3
3	前期年次計画の評価・検証	4
	(1)地域スポーツの推進	4
	(2) ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進	4
	(3) 安全・安心で快適なスポーツ施設運営及び拡充	5
4	後期年次計画の概要	6
	(1)後期年次計画の策定にあたって	
	(2)後期年次計画の全体像	6
第2章	〕 スポーツ施策の内容	7
I	地域スポーツの推進	7
	I-1 総合型地域スポーツ・文化クラブの活動支援	7
	I - 2 賛助会員との連携	8
	I-3 地域団体との連携	9
I	ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進	10
	Ⅱ-1 子どものスポーツ活動の推進	10
	Ⅱ-2 成人・子育て世代のスポーツ活動の推進	11
	Ⅱ-3 高齢者のスポーツ活動の推進	12
	Ⅱ-4 障害者のスポーツ活動の推進	13
	Ⅱ-5 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会への取り組み.	14
	Ⅱ-6 施設の特性を活かしたプログラムサービスの充実	
	Ⅱ-7 広報・広聴機能の充実	16
I	[安全・安心で快適なスポーツ施設運営及び拡充	17
	エコーウム ウンズ似点に供きた状型字母の提供	1.7
	Ⅲ-1 安全・安心で災害に備えた施設運営の推進 Ⅲ-2 快適な施設利用の推進	

第1章 後期年次計画の策定について

1 後期年次計画の位置付け

(1)策定の経緯

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団(平成11年2月設立:以下、財団といいます。)は、 区民がスポーツ及びレクリエーション活動を通じて、心身ともに健康で豊かな生活をおくるこ とができる「生涯スポーツ社会」の実現を使命としています。

また、財団「世田谷区スポーツビジョン(以下、「ビジョン」といいます。)」(10カ年計画: 平成26年3月)については、スポーツ基本法に基づき策定がなされた国の「スポーツ基本計画」 (平成24年3月)を参酌するとともに、区の「世田谷区スポーツ推進計画」(平成26年4月) との整合を図り、世田谷の特色を活かした財団ならではの施策の方向性を明らかにするもので、 生涯スポーツ社会の実現を目指す上での重要な指針となるものです。

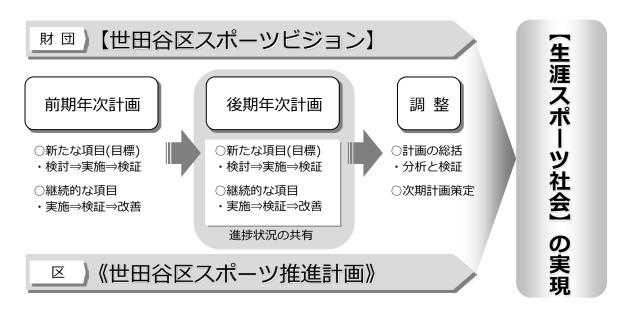
このビジョンの推進にあたっては、計画に掲げる3本の柱とそれに基づくそれぞれ3つの目標の実現に向け、施策の効果的な推進を着実に進めるとともに、多様な区民ニーズや社会環境の変化にも柔軟に対応するため、「前期(4カ年)」、「後期(4カ年)」、「調整(2カ年)」と3期間に分けた年次計画をそれぞれ策定し推進するものとしています。

この度の「世田谷区スポーツビジョン後期年次計画(以下、「後期年次計画」といいます。)」については、前期年次計画(4カ年計画:平成26年度~平成29年度)の次期年次計画として、新たに平成30年度から平成33年度までの4カ年の計画を策定するものです。

(2)世田谷区スポーツビジョン 3本の柱

- I 地域スポーツの推進
- Ⅱ ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進
- Ⅲ 安全・安心で快適なスポーツ施設運営及び拡充

(3)計画の体系

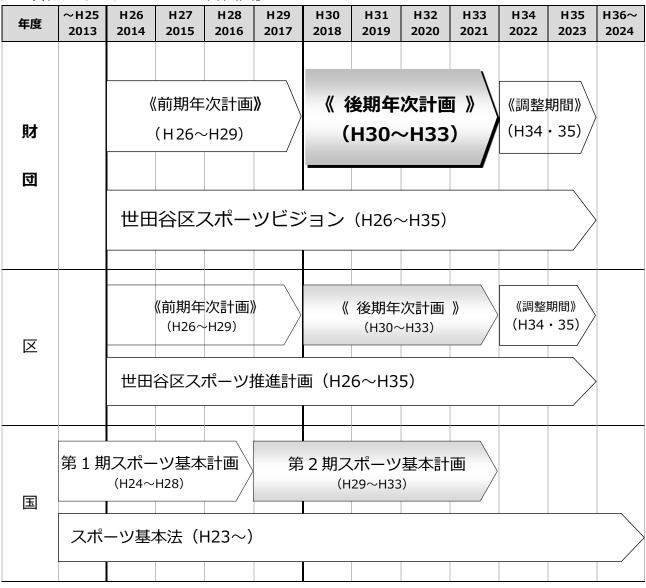


(4)計画の期間

ビジョンについては、平成26年度から平成35年度までの10カ年を計画期間としています。

「後期年次計画」の計画期間については、国の「第2期スポーツ基本計画」や区の「世田谷区スポーツ推進計画後期年次計画」との整合を図り、4カ年としています(計画図参照)。

【世田谷区スポーツビジョンの計画図】



2 スポーツ全体を取り巻く社会環境

今後本格化する人口減少・少子高齢化の進行をはじめ、高度情報社会の進展、経済財政運営の 改革、東日本大震災等からの復興など、日本の社会情勢は日々変化しています。

現在の社会情勢としては、政府の「経済財政運営と改革の基本方針 2017」(骨太方針)において、企業収益は過去最高の水準となり、雇用・所得環境も大きく改善し、今後、「人材への投資を通じた生産性向上」の取り組みにより成長と分配の好循環の実現を目指しています。

この実現に向けては、政府が取り組む成長戦略の推進に向け、この骨太方針と両輪をなす「未来投資戦略 2017」にも具体的な施策が取りまとめられています。

骨太方針においては、働き方改革をはじめ、成長戦略の加速、消費の活性化、地方創生など、 中長期的な発展に向けた重点課題が掲げられています。

特に、成長戦略の加速にあたっては、主な項目として、近年急激に起きている IoT、ビッグデータ、人工知能(AI)などの第四次産業革命の技術革新により、さまざまな社会課題を解決する「Society5.0」(ソサエティ5.0:超スマート社会)を世界に先駆けて実現するとしています。

この中でスポーツに関連した項目としては、「新たな有望成長市場の創出・拡大」において、スポーツ立国を目指し、国際競技力の向上、生涯スポーツ社会の実現、スポーツを通じた健康増進や国際交流・協力、障害者スポーツの振興を進めるとともに、スタジアム・アリーナ改革等を通じた「スポーツの成長産業化」や「スポーツを核とした地域活性化」を推進するとしています。

また、消費の活性化においては、「新しい需要の喚起」として、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」(以下、「東京 2020 大会」といいます。) やラグビーワールドカップ 2019 の開催を日本全体の祭典と捉え、日本を再考し、レガシーの創出と日本が持つ力を世界に発信する最高の機会としています。この開催に向けては、先端技術の利活用を含め、大会を通じた新しい日本の創造に関する取り組みを政府一丸となって、地方自治体や民間企業等と連携を図りながら進めるとしています。

未来投資戦略 2017 においては、「Society 5.0 に向けた戦略分野」をはじめ、「スポーツ産業の未来開拓」として、具体的な数値目標(KPI)が設定されています。

スポーツ市場規模(2015年: 5.5兆円)を2020年までに10兆円、2025年までに15兆円に拡大していくことや成人の週1回以上のスポーツ実施率(42.5% 平成28年11月調査)を2021年までに65%に向上させることを目指しています。さらに、新たな数値目標として、全国のスタジアム・アリーナについて、2025年までに20拠点を実現する旨が掲げられました。

このようなことから、日本のスポーツ全体を取り巻く社会環境としては、スポーツ庁設置の背景からも、スポーツ産業が日本の基幹産業へと発展していくことが期待されています。

これらの取り組みについては、特に、平成29年3月に策定されたスポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要な指針である「第2期スポーツ基本計画」(文部科学省: 平成29年度から平成33年度までの5年計画)の取り組みとも連携されるものです。

「第2期スポーツ基本計画」については、スポーツ実施率の向上をはじめ、アスリートキャリア支援、女性の活躍促進、障害者スポーツの振興など、スポーツ政策の中長期的な基本方針として「スポーツ参画人口」を拡大し、「一億総スポーツ社会」の実現に取り組むこととされています。

3 前期年次計画の評価・検証

(1)地域スポーツの推進

「地域スポーツの推進」を担う世田谷区の豊かな「人材」を活用し、区民が主体となってスポーツ活動ができる機会を提供します。

地域スポーツの推進については、総合型地域スポーツ・文化クラブの活動支援において、現在 8つあるクラブ間の交流会やクラブ、区、財団の三者での連絡会議を開催するなど、各クラブと の連携強化や情報の共有に取り組みました。

賛助会員(区内スポーツ・レクリエーション団体)との連携においては、各種事業の実施や学校開放施設を利用した活動支援を行うなど、連携・協力体制の強化を図りました。また、各団体の組織運営の透明化に向け、ガバナンスの強化についても働きかけを行いました。

さらに、まちづくりセンターやスポーツ推進委員、区内のNPO法人、大学等と連携し、各種 事業を実施するなど、スポーツに触れる機会の提供に貢献しました。

今後も引き続き、区民の皆様が、身近な地域で気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができる機会の提供をはじめ、スポーツを核とした地域の活性化に向け、各関係機関との連携をさらに推進していく必要があります。

(2)ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進

子どもたちの体力づくりとスポーツに親しむ習慣づくりや、成人のスポーツ実施率の 向上のほか、高齢者や障害者のスポーツ活動を推進し、財団ならではの様々な事業を 展開して、各種事業参加者並びに、施設利用者の拡大を図ります。

ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進については、子ども・成人・高齢者・障害のある方など、「ライフステージに応じた各種スポーツ教室」の実施をはじめ、区を代表するスポーツイベントとして定着している「世田谷246ハーフマラソン」の開催や各スポーツ施設において、いつでも気軽に参加ができる「フィットネス教室」の実施など、多種多様な事業展開に取り組みました。

子ども対象の主な事業では、「世田谷ジュニアアカデミー」や「子ども駅伝」を継続実施するなど、基礎運動能力の向上に取り組みました。また、トップレベルの試合を親子で観戦する「親子スポーツ観戦デー」を実施し、スポーツの持つ感動や興奮を共有するとともに、スポーツを身近に感じ、スポーツを始めるきっかけづくりにも取り組みました。

成人・高齢者対象の事業では、「フィットネス教室」や「各種競技大会」等の実施をはじめ、 女性の活躍促進として、「レディーススポーツ(フットサル・テニス)」や子育て中の方も安心し て参加ができる「託児サービス付」のスポーツ教室を実施しました。また、高齢者対象のシニア スポーツ振興事業では、東京都、公益財団法人東京都体育協会のご協力のもと、シニア世代のス ポーツ活動や健康づくりにも貢献しました。

障害者スポーツの推進としては、「視覚障害者と伴走者のランニング教室」や「車いすふれあいテニス」などを継続実施するほか、平成28年度からはNPO法人の協力のもと、新たに「ボ

ッチャ」の体験会を実施し、障害者スポーツに対する理解の促進を図るなど、障害者スポーツの活動を推進してきました。

また、東京 2020 大会を契機とした取り組みとして、区・教育委員会との連携により「オリンピック・パラリンピック教育推進校」への「講師 (オリンピアン・パラリンピアン等)派遣事業」を実施し気運醸成に貢献して参りました。

このような各種事業の取り組みにより、ビジョン計画期間の目標に掲げる事業参加者の拡大については、増加となっており、施設利用者数の拡大目標においても、施設の工事に伴う長期休館日数を除くと増加傾向となっています。

今後も引き続き、成人のスポーツ実施率の向上やライフステージに応じたスポーツ活動等を 推進し、財団ならではの様々な事業展開を図っていく必要があります。

(3)安全・安心で快適なスポーツ施設運営及び拡充

スポーツ施設の安全・安心かつ快適な利用環境を創出し、安定的な管理運営及び、新たな管理施設の獲得を目指します。

区民の皆様に安心して施設を利用していただくため、組織全体の「危機管理基本方針」と施設の特性に応じた「安全管理マニュアル」を基に構築した安全管理体制により、日常的な安全教育のみならず、大規模災害にも備えた施設運営を行っています。

自衛消防訓練をはじめ、施設従事者に対する定期的な安全管理教育・研修を実施するほか、区が主催する「世田谷区いっせい防災訓練(シェイクアウト訓練)」にも参加しました。

また、誰もが利用しやすい快適な施設づくりに向けては、「接遇マニュアル」や「受付利用案内業務マニュアル」を施設従事者の教育・研修に活用し、業務の標準化を図り、利用者に良質なサービスの提供に努めました。

利用者満足度調査を日本体育大学との連携により実施し、利用者ニーズの把握に努め、各種マニュアルの改訂や日常教育の刷新に取り組むとともに、施設の利用案内や掲示物、サインの見直しを計画的に実施するなど、ユニバーサルデザインの推進にも取り組みました。

新たな管理施設の獲得については、区立大蔵第二運動場について、これまでの業務委託から平成29年度より指定管理者としての指定を受け、隣接する区立大蔵運動場とともに管理運営を行っています。

今後も引き続き、安全・安心で快適なスポーツ施設の管理運営をはじめ、区と連携したスポーツ施設の整備にも貢献していく必要があります。

4 後期年次計画の概要

(1)後期年次計画の策定にあたって

後期年次計画については、ビジョンにおける3本の柱に基づく3つの目標を、後期年次計画としての基本的な目標と掲げ、今後4カ年で取り組む具体的な施策内容を取りまとめたものです。また、前期年次計画の評価・検証をはじめ、「第2期スポーツ基本計画」(文部科学省:平成29年3月)を参酌するとともに、「世田谷区スポーツ推進計画 後期年次計画」(世田谷区:平成30年3月)との整合を図り、多様な区民ニーズやスポーツ全体を取り巻く社会環境の変化にも対応するため、特に、第2章のスポーツ施策の内容においては、前期年次計画における基本的な構造は踏襲しつつ、一部の内容の精査を図っています。

主に、後期年次計画の期間中に開催を迎える東京 2020 大会を契機とした取り組みについては、 新たに項目を設定しています。

世田谷区では、区内にあるJRA馬事公苑での馬術競技会場の決定をはじめ、大蔵運動場及び 大蔵第二運動場でのアメリカ合衆国選手団によるキャンプの実施も決定されているほか、同国 のホストタウンとしても登録を受けています。

このことから、後期年次計画においては、これを契機とする気運醸成等の各種事業の取り組み や区との連携による施設整備に向けた内容も取りまとめています。

さらに、パラリンピック競技をはじめとする障害者スポーツへの社会の意識や関心が大いに 高まっていることや、パラリンピアンとの交流等をきっかけとして共生社会の実現のために国 が創設した「共生社会ホストタウン」に、区が登録(平成29年12月)されていることを鑑み、 各種関係機関や障害者関連団体等との連携により、障害のある人とない人が共に活動できる事 業・イベントを拡充し、共生社会の実現へ貢献して参ります。

(2)後期年次計画の全体像

- I 地域スポーツの推進
 - [−1 総合型地域スポーツ・文化クラブの活動支援
 - Ⅰ-2 賛助会員との連携
 - I-3 地域団体との連携
- Ⅱ ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進
 - Ⅱ-1 子どものスポーツ活動の推進
 - Ⅱ-2 成人・子育て世代のスポーツ活動の推進
 - Ⅱ-3 高齢者のスポーツ活動の推進
 - Ⅱ-4 障害者のスポーツ活動の推進
 - Ⅱ-5 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会への取り組み
 - Ⅱ-6 施設の特性を活かしたプログラムサービスの充実
 - Ⅱ-7 広報・広聴機能の充実
- Ⅲ 安全・安心で快適なスポーツ施設運営及び拡充
 - Ⅲ-1 安全・安心で災害に備えた施設運営の推進
 - Ⅲ-2 快適な施設利用の推進

第2章 スポーツ施策の内容

Ⅰ 地域スポーツの推進

Ⅰ-1 総合型地域スポーツ・文化クラブの活動支援

総合型地域スポーツ・文化クラブの設立・活動支援については、区及び財団においてスポーツ振興の主要な施策として積極的に取り組み、平成30年3月現在では8つの総合型地域スポーツ・文化クラブが設置されています。地域の特性に合わせた取り組みを展開し、子どもから高齢者まで世代を越えた交流が生まれ、地域コミュニティの活性化に寄与しています。

引き続き、各クラブが安定的に運営できるように、区やスポーツ推進委員との連携を強化しながら、実状に適した方法で活動支援を行います。

- ①区やスポーツ推進委員と連携した総合型地域スポーツ・文化クラブ活動支援と認知度アップ に向けた取り組み
- ②クラブスタッフの人材育成・資質向上のため、様々な実技研修や専門講習会等への参加促進

年次別計画(後期)			
平成30年度(2018)	平成31年度(2019)	平成32年度(2020)	平成33年度(2021)
①効果的支援策の事	①効果的支援策の実	①効果的支援策の検	①効果的支援策の継
前調査	施	証	続
②クラブスタッフの	②クラブスタッフの	②クラブスタッフの	②クラブスタッフの
資質向上に向けた	資質向上に向けた	資質向上に向けた	資質向上に向けた
研修会の内容検討	研修会の実施	研修会の検証	研修会の充実

I-2 替助会員との連携

賛助会員である、区内のスポーツ・レクリエーション団体とは、ジュニア育成事業や区民体育大会をはじめ、様々な財団主催事業の運営に協力を得ており、区内で地域スポーツを推進していくにあたり、賛助会員との連携・協働は今や必要不可欠となっています。

区民の多様なニーズに沿った質の高いスポーツ・レクリエーション事業を展開するため、賛助会員との相互協力体制のさらなる強化を図り、賛助会員が主体的に企画・運営するための支援強化に取り組みます。また、財団が世田谷区の体育協会としての位置づけであることを踏まえ、賛助会員が独自の大会等を実施したり各種大会へ参加する際は、効果的な支援を実施します。

さらに、国レベルでの「スポーツ・インテグリティ(誠実性・健全性・高潔性)の保護」に向けた取組みを踏まえ、賛助会員に対して「ガバナンスの強化」を働きかけることで、地域におけるクリーンでフェアなスポーツの推進を図ります。

- ①賛助会員が主体的に企画・運営するための支援強化
- ②財団と賛助会員との相互協力体制の充実と強化推進

年次別計画(後期)			
平成30年度(2018)	平成31年度(2019)	平成32年度(2020)	平成33年度(2021)
①-1 賛助会員の「ガバ	①-1 賛助会員の「ガバ	①-1 賛助会員の「ガバ	①-1 賛助会員の「ガバ
ナンス」強化・拡充	ナンス」強化・拡充	ナンス」強化・拡充	ナンス」強化・拡充
策の検討	策検討と周知	策の実施	策の実施
①-2 連絡・情報共有体	①-2 連絡・情報共有体	①-2 連絡・情報共有体	①-2 連絡・情報共有体
制の維持	制の維持	制の維持	制の維持
②-1 財団の自主事業	②-1 財団の自主事業	②-1 財団の自主事業	②-1 財団の自主事業
等への運営協力・連	等への運営協力・連	等への運営協力・連	等への運営協力・連
携体制の推進	携体制の推進	携体制の推進	携体制の推進
②-2 競技団体等の事	②-2 競技団体等の事	②-2 競技団体等の事	②-2 競技団体等の事
業運営方法見直し	業運営方法見直し	業運営方法見直し	業運営方法見直し
に関する提案や事	に関する提案や事	に関する提案や事	に関する提案や事
業実施への支援	業実施への支援	業実施への支援	業実施への支援

I-3 地域団体との連携

世田谷区には、地域スポーツ活動を推進する豊かな「人材」があり、その最大限の活用が求められています。引き続き、区内大学やスポーツ研究・医療機関などをはじめとした様々な地域組織や民間団体、企業のほか、地域スポーツのコーディネーターであるスポーツ推進委員と連携して地域貢献事業等により積極的に取り組みます。

また、地域での様々なスポーツ活動を支えるため、貸出物品の充実やスポーツ指導者の人材確保・育成に取り組みます。

- ①地域資源(NPO、大学、民間等)との連携や、スポーツ研究・医療機関などを活用した事業の展開
- ②世田谷区スポーツ推進委員との連携強化
- ③地域スポーツ普及活動者への顕彰制度の充実化
- ④スポ・レクネット制度の有効活用と推進
- ⑤物品貸出業務の充実と推進

年次別計画(後期)			
平成30年度(2018)	平成31年度(2019)	平成32年度(2020)	平成33年度(2021)
①地域資源(NPO、	①地域資源(NPO、	①地域資源(NPO、	①地域資源(NPO、
大学、民間等)など	大学、民間等)など	大学、民間等)など	大学、民間等)など
を活用した事業の	を活用した事業の	を活用した事業の	を活用した事業の
推進	推進	推進	推進
②スポーツ推進委員 との連携強化	②スポーツ推進委員 との連携強化	②スポーツ推進委員 との連携強化	②スポーツ推進委員 との連携強化
③地域スポーツ普及	③地域スポーツ普及	③地域スポーツ普及	③地域スポーツ普及
活動者への顕彰制	活動者への顕彰制	活動者への顕彰制	活動者への顕彰制
度の充実	度の充実	度の充実	度の充実
④スポ・レクネット制度の有効活用	④スポ・レクネット制	④スポ・レクネット制	④スポ・レクネット制
	度の有効活用	度の有効活用	度の有効活用
⑤多様なスポーツ物	⑤多様なスポーツ物	⑤多様なスポーツ物	⑤多様なスポーツ物
品等の貸出の充実	品等の貸出の充実	品等の貸出の充実	品等の貸出の充実

Ⅱ ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進

Ⅱ-1 子どものスポーツ活動の推進

子どもを取り巻く環境により、スポーツ・運動をする子しない子の二極化があります。スポーツ・運動をしない子の中には、家庭環境や生活環境によって、体を動かしたくても動かせない子どものほか、体を動かすことで生まれる達成感や爽快感といった醍醐味を知らない子どもがいます。

このような問題を解決するため、スポーツをしない・できない子でも手軽に参加できる、参加 したくなる事業を実施していくほか、体力・基礎運動能力の向上事業を充実させることにより、 定期的なスポーツ・運動への参加を促します。

また、スポーツ・運動への興味・関心を引き出すため、様々なスポーツのトップアスリートの 競技を「みる」機会の拡充を行います。

- ①子どもの体力向上を目的とした基礎運動能力向上事業の推進
- ②幼児期から遊びや運動を通じて、外遊びやスポーツに親しむことができる環境づくりと事業 の展開
- ③トップアスリートの競技観戦など「みる」スポーツ事業の拡充

年次別計画(後期)			
平成30年度(2018)	平成31年度(2019)	平成32年度(2020)	平成33年度(2021)
①ジュニアアカデミ	①ジュニアアカデミ	①ジュニアアカデミ	①ジュニアアカデミ
ーの検討	ーの実施	一の検証	ーの充実
②身近なスポーツに	②身近なスポーツに	②身近なスポーツに	②身近なスポーツに
親しむ機会の提供	親しむ機会の提供	親しむ機会の提供	親しむ機会の提供
③「みる」スポーツ事	③「みる」スポーツ事	③「みる」スポーツ事	③「みる」スポーツ事
業の拡充	業の拡充	業の拡充	業の拡充

Ⅱ-2 成人・子育て世代のスポーツ活動の推進

成人・子育て世代にスポーツ活動を習慣づけることが、将来的には親・子・孫三世代のスポーツ実施率を上げることにつながるといわれています。しかし、区民意識調査の結果を見ると、60%以上の $30\sim40$ 歳台の成人・子育て世代が、スポーツや運動を行う回数が1か月1回以下と回答しています。

開催時間や場所等に工夫をこらした、成人・子育て世代の方にも参加しやすい事業を実施し、 家族そろっての体力向上や健康増進に取り組みます。

また、トップアスリートや大学指導者等の指導により自身の能力に応じて競技力の向上を目的とした事業や、日頃の成果を発揮できる事業・大会等を充実させます。

- ①成人の体力向上と健康増進を目的とした事業の推進
- ②子育て世代が親子で参加できる事業の推進
- ③トップアスリートや大学指導者等の指導による事業の推進

年次別計画(後期)			
平成30年度(2018)	平成31年度(2019)	平成32年度(2020)	平成33年度(2021)
①平日の夜間及び休	①平日の夜間及び休	①平日の夜間及び休	①平日の夜間及び休
日の成人対象スポ	日の成人対象スポ	日の成人対象スポ	日の成人対象スポ
ーツ教室の充実	ーツ教室の充実	ーツ教室の充実	ーツ教室の充実
②子育て世代が気軽	②子育て世代が気軽	②子育て世代が気軽	②子育て世代が気軽
に参加できる親子	に参加できる親子	に参加できる親子	に参加できる親子
参加型事業の検討	参加型事業の実施	参加型事業の検証	参加型事業の充実
③競技力向上を目的	③競技力向上を目的	③競技力向上を目的	③競技力向上を目的
とした事業の充実	とした事業の充実	とした事業の充実	とした事業の充実

Ⅱ-3 高齢者のスポーツ活動の推進

区民意識調査によると、週に1回以上スポーツや運動をした60歳以上の高齢者は50%を超えています。しかしながら、スポーツや運動を行わなかった割合は20%強となっています。セカンドライフの充実や生涯現役の活躍のため、高齢者を対象とした事業が求められており、区の関係機関や地域スポーツ団体のほか、町会や自治会・区内にある100近くの高齢者クラブなどと連携しながら、健康増進や体力維持を目的とした、高齢者の方が参加しやすいスポーツイベントや事業を引き続き実施していきます。

- ①健康増進や体力維持を図ることを目的とした、高齢者が参加しやすい事業の展開
- ②賛助会員や地域・スポーツ団体等と連携したシニアスポーツ支援事業の推進

	年次別計画(後期)			
平成30年度(2018)	平成31年度(2019)	平成32年度(2020)	平成33年度(2021)	
①高齢者を対象とし た自主事業の推進	①高齢者を対象とし た自主事業の推進	①高齢者を対象とし た自主事業の推進	①高齢者を対象とし た自主事業の推進	
②賛助会員や地域・スポーツ団体等と連携したシニア世代向け事業の実施	②賛助会員や地域・スポーツ団体等と連携したシニア世代向け事業の実施	②賛助会員や地域・スポーツ団体等と連携したシニア世代向け事業の実施	②賛助会員や地域・スポーツ団体等と連携したシニア世代向け事業の実施	

Ⅱ-4 障害者のスポーツ活動の推進

スポーツ基本法には、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の 種類や程度に応じ必要な配慮をしつつ推進することとしています。

これまで、財団では軽度な障害のある方を対象とした運動・水泳教室やボウリング、サッカー教室を自主事業として実施し、健康増進や体力向上を図るとともにスポーツ・運動することの楽しさ、喜びを感じる機会の提供に努めてきました。

平成28年度中には、障害者スポーツの振興を目的とするNPO法人が区内に設立されたほか、東京2020大会に向け、パラリンピック競技をはじめとする障害者スポーツに対して社会の意識や関心が大いに高まっています。さらに、パラリンピアンとの交流等をきっかけとして共生社会の実現のために国が創設した「共生社会ホストタウン」に、区は平成29年12月に登録されています。

この機会を捉え、区の関係機関やNPO法人、障害者関連団体等と連携し、障害の種類や程度に応じた事業展開や、障害のない人とも一緒に活動できる事業・イベントの拡充に取り組むとともに、障害者のスポーツを支える人材の育成や支援強化に努めます。

また、財団としてできる限りの障害者が利用しやすい施設づくりに取り組み、スポーツに参加しやすい環境の整備を図ります。

- ①障害者スポーツに関する普及啓発事業の推進
- ②障害者スポーツを支える指導者・ボランティアの確保・育成及び活用
- ③障害者スポーツの場の拡充

年次別計画(後期)			
平成30年度(2018)	平成31年度(2019)	平成32年度(2020)	平成33年度(2021)
①-1NPO法人等と	①-1NPO法人等と	①-1NPO法人等と	①-1NPO法人等と
の連携による普及	の連携による普及	の連携による普及	の連携による普及
啓発事業の拡充	啓発事業の推進	啓発事業の推進	啓発事業の推進
①-2「みる」スポーツ	①-2「みる」スポーツ	①-2「みる」スポーツ	①-2「みる」スポーツ
事業の検討	事業の推進	事業の推進	事業の推進
①-3 ユニバーサルス	①-3 ユニバーサルス	①-3 ユニバーサルス	①-3 ユニバーサルス
ポーツ物品の貸出	ポーツ物品の貸出	ポーツ物品の貸出	ポーツ物品の貸出
実施に向けた検討	実施	実施	実施
②障害者スポーツの	②障害者スポーツの	②障害者スポーツの	②障害者スポーツの
指導者・ボランティ	指導者・ボランティ	指導者・ボランティ	指導者・ボランティ
アの確保・育成及び	アの確保・育成及び	アの確保・育成及び	アの確保・育成及び
活用策の検討	活用	活用	活用
③更なるユニバーサルデ	③更なるユニバーサルデ	③更なるユニバーサルデ	③更なるユニバーサルデ
ザイン化の促進	ザイン化の促進	ザイン化の促進	ザイン化の促進

Ⅱ-5 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会への取り組み

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決定し、様々な分野からの取り組みを進めていくことで区が大きく発展するチャンスとなります。世田谷区では馬事公苑が馬術競技会場となるとともに、大蔵運動場及び大蔵第二運動場でアメリカ選手団のキャンプが実施されます。この大会を契機に、区と連携した施設整備や国際交流、普及啓発事業やアスリートのセカンドキャリア等に取り組み、世田谷区にとって多くのレガシーを創出していきます。

事業内容				
①区と連携した施設整備	備の検討・実施			
②国際交流、普及啓発:	事業の検討・実施(セカ	ンドキャリアへの取り約	組み含む)	
年次別計画(後期)				
平成30年度(2018)	平成30年度(2018) 平成31年度(2019) 平成32年度(2020) 平成33年度(2021)			
①区と連携した施設 整備の検討・実施	①区と連携した施設 整備の検討・実施	①区と連携した施設 整備の検討・実施	①施設の効果的活用	
②国際交流、普及啓発 事業の検討	②国際交流、普及啓発 事業の実施	②国際交流、普及啓発 事業の実施	②国際交流の継続実施、セカンドキャリアへの取り組み検討	

Ⅱ-6 施設の特性を活かしたプログラムサービスの充実

限りある施設を有効活用し、子どもから高齢者、障害者の方々のスポーツ機会の提供に向けて、 大蔵運動場や大蔵第二運動場、千歳温水プールなどを中心に多様なプログラムサービスを展開 します。

プログラム編成では、利用や参加統計、区民ニーズに応えるとともに、隣接する大蔵運動場と 大蔵第二運動場の一体的運営に向けた施設特性を活かしたプログラムサービスの充実を目指します。

- ①利用、参加統計、区民ニーズに応じたプログラムサービスの検証・改善
- ②大蔵運動場・大蔵第二運動場の一体的運営に向けたプログラムの再編・検証・改善
- ③多世代へのプログラムサービスの拡充

年次別計画(後期)			
平成30年度(2018)	平成31年度(2019)	平成32年度(2020)	平成33年度(2021)
①利用、参加統計、区 民ニーズの検証体 制の整備	①利用、参加統計、区民ニーズに応じたプログラムサービスの検証・改善	①利用、参加統計、区民ニーズに応じたプログラムサービスの検証・改善	①利用、参加統計、区 民ニーズに応じた プログラムサービ スの検証・改善
②大蔵運動場・大蔵第 二運動場の一体的 運営に向けたプロ グラムの一部再編	②大蔵運動場・大蔵第 二運動場の一体的 運営に向けたプロ グラムの検証	②大蔵運動場・大蔵第 二運動場の一体的 運営に向けたプロ グラムの改善	②大蔵運動場・大蔵第 二運動場の一体的 運営に向けたプロ グラムの検証・改善
③多世代へのプログ ラムサービスの実 施・検証	③多世代へのプログ ラムサービスの改 善・検証	③多世代へのプログ ラムサービスの改 善・検証	③多世代へのプログ ラムサービスの改 善・検証

Ⅱ-7 広報・広聴機能の充実

現行の広報媒体については、ホームページや twitter、スマートフォンアプリの電子媒体をはじめ、広報誌である「Sports Information (世田谷区スポーツのしおり)」(年2回発行)や「せたがや文化・スポーツ情報ガイド」(毎月25日発行)、各事業のポスター・チラシなどの紙媒体や管理運営する各施設の掲示板等を活用しています。各媒体の特性を活かしつつ、少しでも多くの皆様に情報が提供できるよう広報機能の充実に努めています。

また、広聴機能については、ホームページや各施設のご意見箱の設置によるご意見・ご要望等の収集をはじめ、施設利用者が施設運営に何を求めているかを把握するための利用者満足度調査や各種事業参加者へのアンケート調査を実施しています。

今後は、新たに導入した教室等申込受付システムを活用し、区民ニーズ等を反映した効率的で効果的な広報活動を実施するほか、新たに策定した広報等ガイドラインに基づく広報・広聴活動を推進して参ります。

さらに、広報・広聴機能の基幹媒体であるホームページの機能向上を図ります。

- ①社会環境の変化や区民ニーズに応じた広報活動の実施
- ②利用者満足度調査や事業参加者アンケート調査等による広聴活動の推進
- ③ホームページの各種機能向上

年次別計画(後期)			
平成30年度(2018)	平成31年度(2019)	平成32年度(2020)	平成33年度(2021)
①効率的かつ効果的 な広報活動の実施	①効率的かつ効果的な広報活動の実施	①効率的かつ効果的な広報活動の実施	①効率的かつ効果的な広報活動の実施
②広聴機能の充実策 の推進	②広聴機能の充実策 の推進	②広聴機能の充実策 の推進	②広聴機能の充実策 の推進
③ホームページリニ ューアルの検討	③ホームページリニ ューアルの実施	③ホームページ機能 の検証・改善	③ホームページ機能 の検証・改善

Ⅲ 安全・安心で快適なスポーツ施設運営及び拡充

Ⅲ-1 安全・安心で災害に備えた施設運営の推進

財団では、独自の「危機管理基本方針」を定めており、施設の特性に応じた「安全管理マニュアル」を各施設に配備し、スポーツ事故等を未然に防ぐための日常的な設備・器具点検実施のほか、自然災害から犯罪・テロに至るまで、施設利用者の安全確保には万全を期します。

また、事件・事故等が発生した際には人命最優先とし、いかなる時も迅速かつ適切な処置・対応ができる体制の維持・強化に努めます。

さらに、大規模な災害を想定した「災害対応マニュアル」を策定しており、災害発生時にも避難住民や帰宅困難者等の受け入れなどに対応が可能な体制をとっています。

そして、施設従事者には安全管理の教育・研修や防災訓練等を定期的に実施し、安全管理における意識や能力向上を図っていきます。

- ①危機管理体制の推進と強化、各施設「安全管理マニュアル」の確実な運用
- ②大規模災害を想定した各種訓練の実施や災害対策及び備蓄品等の充実化
- ③施設従事者の安全管理に関する教育・研修体制の推進

年次別計画(後期)			
平成30年度(2018)	平成31年度(2019)	平成32年度(2020)	平成33年度(2021)
①各施設「安全管理マニュアル」の運用と内容の見直し・改善	①各施設「安全管理マ ニュアル」の運用と 内容の見直し・改善	①各施設「安全管理マ ニュアル」の運用と 内容の見直し・改善	①各施設「安全管理マ ニュアル」の運用と 内容の見直し・改善
②区や地域と連携した各種訓練の実施と災害対策等の見直し・検証の実施	②区や地域と連携した各種訓練の実施と災害対策等の見直し・検証に基づく改善策の検討	②区や地域と連携した各種訓練の実施 と災害対策等の改善 善策の実施	②区や地域と連携した各種訓練の実施と災害対策等の改善 善策の標準化
③施設従事者の教育・ 研修の実施と効果 検証の実施	③施設従事者の教育・ 研修の実施と効果 検証に基づく改善 策の検討	③施設従事者の教育・ 研修の改善策の実 施	③施設従事者の教育・ 研修の継続実施

Ⅲ-2 快適な施設利用の推進

健常者や障害者、外国人等すべての区民の快適な施設利用の推進に向けて、更なるユニバーサルデザイン化に取り組むとともに、安定的運営体制のもと、効率的かつ効果的で柔軟な利用促進策を実施します。

限りある施設の有効活用を目指した柔軟な利用拡大策を行うとともに、学校の統廃合施設等、 区と連携した新規施設の拡充に取り組みます。

- ①更なるユニバーサルデザイン化の促進
- ②安定的運営体制の整備(従事者教育、外部評価等)
- ③利用統計・ニーズ検証体制の整備と利用促進策の実施
- ④施設の利用拡大策の検討・実施
- ⑤区と連携した新規施設の拡充検討

年次別計画(後期)					
平成30年度(2018)	平成31年度(2019)	平成32年度(2020)	平成33年度(2021)		
①更なるユニバーサ	①更なるユニバーサ	①更なるユニバーサ	①更なるユニバーサ		
ルデザイン化の検	ルデザイン化の実	ルデザイン化の継	ルデザイン化の継		
討	施	続検討・実施	続検討・実施		
②安定的運営体制の 継続実施、課題整 理・検証(従事者教 育、外部評価等)	②運営体制の改善・継 続実施(従事者教 育、外部評価等)	②運営体制の検証・改 善	②運営体制の検証・改 善		
③利用統計・ニーズ検	③利用統計・ニーズの	③利用統計・ニーズの	③利用統計・ニーズの		
証体制の整備と利	継続検証と利用促	継続検証と利用促	継続検証と利用促		
用促進策の検討	進策の実施	進策の検証・改善	進策の検証・改善		
④施設の利用拡大策	④施設の利用拡大策	④施設の利用拡大策の検証・改善	④施設の利用拡大策		
の検討	の実施		の検証・改善		
⑤区と連携した新規	⑤区と連携した新規	⑤区と連携した新規	⑤区と連携した新規		
施設の拡充検討	施設の拡充検討	施設の拡充検討	施設の拡充検討		



